

P F I 推進委員会の今後の運営について

平成 28 年 2 月 25 日

1. 法令上の原則的運用

- (1) 委員会は、委員 9 人で組織する。
- (2) 委員は、学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命し、任期は 2 年とする。
- (3) 専門委員は、専門の事項を調査審議させる必要があるときに委員会に置く。
学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命し、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは解任される。
- (4) 専門委員は、委員長の求めに応じ、委員会に出席して意見を述べることができる。

2. 現状の運営と改善策

- (1) 委員会発足当初は委員のみが委員会に出席していたが、第 20 回（平成 22 年 2 月 9 日）以降、専門委員にも出席を求めてきたところ。
- (2) PPP／PFI 関係施策は広範にわたっており、PPP／PFI の優先的検討やコンセッション事業の実施状況等について、専門委員の専門性をフルに活用した分析・提言を行っていただくため、政策分野ごとに複数の部会を設置する。
- (3) これに対して、委員会においては政策全体の企画審議にウエートを置くこととし、各部会における検討の方向付けや新たな課題の設定等を中心に御議論いただくこととする。その際、委員による議論の深化を図るため、原則的な運用に戻すこととし、委員会は委員のみで開催することとする。
- (4) ただし、部会での検討結果を委員会に報告するとき等必要な場合は、その都度関係する専門委員の出席を求めることとする。

<参照条文>

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（抄）

（民間資金等活用事業推進委員会）

第八十五条 内閣府に、民間資金等活用事業推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、実施方針の策定状況、特定事業の選定状況、特定事業の客観的な評価状況その他民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の実施状況を調査審議する。

3 民間事業者等は、委員会に対し、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等に関する意見を提出することができる。

4 委員会は、前二項の場合において必要があると認めるときは、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図るため、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

5 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、前項の意見を受けてとった措置について、委員会に報告しなければならない。

6 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合において、委員会は、提出を受けた資料その他所掌事務を遂行するために収集した資料の公表に関し必要な措置を講ずるものとする。

第八十六条 委員会は、学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員九人で組織する。

2 専門の事項を調査審議させる必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

3 委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

4 前三項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○民間資金等活用事業推進委員会令（平成十一年政令第二百八十号）（抄）

（委員の任期）

第一条 民間資金等活用事業推進委員会（以下「委員会」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

（委員長）

第二条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第三条 専門委員は、学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 専門委員は、非常勤とする。

（部会）

第四条 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

2 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（議事）

第五条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（庶務）

第六条 委員会の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

（補則）

第七条 この政令に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

○民間資金等活用事業推進委員会議事規則（平成十一年民間資金等活用事業推進委員会決定）（抄）

（意見の開陳等）

第3条 専門委員は、委員長の求めに応じ、委員会に出席して意見を述べるることができる。

第4条 委員長は、必要と認める者に対して、委員会への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

（委任規定）

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。